

## 【 ユニット型個室 利用料金 】

特別養護老人ホームおのえ荘

第1段階 (生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	300	820	2,107	63,198
要介護2	753	22	107	-14		200	300	820	2,188	65,626
要介護3	828	22	117	-14		200	300	820	2,273	68,191
要介護4	901	22	127	-14		200	300	820	2,356	70,688
要介護5	971	22	137	-14		200	300	820	2,436	73,082

第2段階 (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	390	820	2,197	65,898
要介護2	753	22	107	-14		200	390	820	2,278	68,326
要介護3	828	22	117	-14		200	390	820	2,363	70,891
要介護4	901	22	127	-14		200	390	820	2,446	73,388
要介護5	971	22	137	-14		200	390	820	2,526	75,782

施設入所

介護費用(令和六年六月一日以降)

第3段階① (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	650	1,310	2,947	88,398
要介護2	753	22	107	-14		200	650	1,310	3,028	90,826
要介護3	828	22	117	-14		200	650	1,310	3,113	93,391
要介護4	901	22	127	-14		200	650	1,310	3,196	95,888
要介護5	971	22	137	-14		200	650	1,310	3,276	98,282

第3段階② (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が120万円超の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	1,360	1,310	3,657	109,698
要介護2	753	22	107	-14		200	1,360	1,310	3,738	112,126
要介護3	828	22	117	-14		200	1,360	1,310	3,823	114,691
要介護4	901	22	127	-14		200	1,360	1,310	3,906	117,188
要介護5	971	22	137	-14		200	1,360	1,310	3,986	119,582

第4段階 (課税世帯で、第2・第3段階に属さない方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	1,445	2,006	4,438	133,128
要介護2	753	22	107	-14		200	1,445	2,006	4,519	135,556
要介護3	828	22	117	-14		200	1,445	2,006	4,604	138,121
要介護4	901	22	127	-14		200	1,445	2,006	4,687	140,618
要介護5	971	22	137	-14		200	1,445	2,006	4,767	143,012

※介護職員処遇改善加算はサービス費合計の値に加算率をかけるので、一日分の計算と端数処理が違います)

(介護職員等処遇改善加算Ⅰ サービス費の14.0%)

※科学的介護推進体制加算:1月 400円(自己負担1月40円)

入所者ごとのADL、値、栄養状況、口腔機能、認知症の状態、その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しています。また必要に応じてサービス計画を見直すなど、上記情報を適切かつ有効に活用するために、必要な情報を活用します。

## 【 ユニット型個室 利用料金 】

特別養護老人ホームおのえ荘

第1段階 (生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	300	880	2,167	64,998
要介護2	753	22	107	-14		200	300	880	2,248	67,426
要介護3	828	22	117	-14		200	300	880	2,333	69,991
要介護4	901	22	127	-14		200	300	880	2,416	72,488
要介護5	971	22	137	-14		200	300	880	2,496	74,882

第2段階 (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	390	880	2,257	67,698
要介護2	753	22	107	-14		200	390	880	2,338	70,126
要介護3	828	22	117	-14		200	390	880	2,423	72,691
要介護4	901	22	127	-14		200	390	880	2,506	75,188
要介護5	971	22	137	-14		200	390	880	2,586	77,582

施設入所

介護費用(令和六年八月一日以降)

第3段階① (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	650	1,370	3,007	90,198
要介護2	753	22	107	-14		200	650	1,370	3,088	92,626
要介護3	828	22	117	-14		200	650	1,370	3,173	95,191
要介護4	901	22	127	-14		200	650	1,370	3,256	97,688
要介護5	971	22	137	-14		200	650	1,370	3,336	100,082

第3段階② (所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が120万円超の方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	1,360	1,370	3,717	111,498
要介護2	753	22	107	-14		200	1,360	1,370	3,798	113,926
要介護3	828	22	117	-14		200	1,360	1,370	3,883	116,491
要介護4	901	22	127	-14		200	1,360	1,370	3,966	118,988
要介護5	971	22	137	-14		200	1,360	1,370	4,046	121,382

第4段階 (課税世帯で、第2・第3段階に属さない方)

一日 一ヶ月

	介護費用	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	栄養管理基準減算		日常生活費	食費	居住費	合計	×30日
要介護1	682	22	97	-14		200	1,445	2,066	4,498	134,928
要介護2	753	22	107	-14		200	1,445	2,066	4,579	137,356
要介護3	828	22	117	-14		200	1,445	2,066	4,664	139,921
要介護4	901	22	127	-14		200	1,445	2,066	4,747	142,418
要介護5	971	22	137	-14		200	1,445	2,066	4,827	144,812

※介護職員処遇改善加算はサービス費合計の値に加算率をかけるので、一日分の計算と端数処理が違います)

(介護職員等処遇改善加算Ⅰ サービス費の14.0%)

※科学的介護推進体制加算:1月 400円(自己負担1月40円)

入所者ごとのADL、値、栄養状況、口腔機能、認知症の状態、その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しています。また必要に応じてサービス計画を見直すなど、上記情報を適切かつ有効に活用するために、必要な情報を活用します。

[ その他、必要に応じて加算される項目 ]

加算名	単位		加算名	単位	
初期加算	30	1日	看取り介護加算(Ⅰ)		
療養食加算	6	1食	死亡日以前31日以上45日以下	72	日
経口移行加算	28	1日	死亡日以前4日以上30日以下	144	日
経口維持加算(Ⅰ)	400	1月	死亡日以前2日又は3日	680	日
経口維持加算(Ⅱ)	100	1月	死亡日	1280	日
口腔衛生管理(Ⅰ)	90	1月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	1月
口腔衛生管理(Ⅱ)	110	1月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	1月
再入所時栄養連携加算	200	1回	排せつ支援加算(Ⅰ)	10	1月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	1日	排せつ支援加算(Ⅱ)	15	1月
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	1日	排せつ支援加算(Ⅲ)	20	1月
在宅復帰支援機能加算	10	1日	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	1月
在宅・入所相互利用加算	40	1日	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	1月
退所前訪問相談援助加算(入所中1回又は2回)	460	1回	若年性認知症者受入加算	120	1日
退所後訪問相談援助加算(退所後1回)	460	1回	外泊時費用(1月に6日を限度)	246	1日
退所時相談援助加算	400		外泊時在宅サービス利用費用(1月に6日を限度)	560	1日
退所前連携加算	500				
認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所後7日限り)	200	1日			